

時の動き

日本通運不当判決について

ユニオンネットおひさま 委員長

峰岸 亨

昨年11月1日（火）11時に開かれた法廷で、民事15部・中村也寸志裁判長は、控訴棄却の判決を小さな声で発しました。法廷では、「裁判所が日本を悪くした」の音が裁判長に浴びせられた。すると今までの声と違い、大きな声で「静かにしろ」と言いだし、さらにこちらが「判決理由を述べよ」と言ったら、「被控訴人との有期労働契約が更新されるものと期待したとしても、その期待について合理的な理由があるとは認められないのであるから、労契法18条の潜脱を論ずる余地はないというべき」とハッキリとした大きな声で述べました。到底許すことがで

きない無期転換逃れの不当判決でした。報告集会では、一審判決より酷いものであり、裁判所が大手の企業に付度している傾向にある。合理性を欠くものである。潜脱は判断していないし、運用基準はおかしい、労働契約法18条とは別の為、いずれも判断しない。木を見て森を見ない判断となっている。最初から結論ありきであった。

高裁判決について

東京地裁判決は、不更新条項では労契法19条の期待は消えないが、雇用契約で勤務地、職務が限定されており業務失注で期待が消滅した内容です。

東京高裁の判決は、地裁判決の良い部分と認識していた不更新条項に関する記述を削除し、全社的な雇止めは無視し、業務失注によりOさん個人の問題であるとされています。

したがって、判決自体の論理構成に矛盾がありますが、労使合意という内容も労働協約とすり替えるなど、全体的に結論ありきの内容です。

評価として、第一に、東京高裁では地裁判決の不更新条項では期待が消えないが、業務失注で期待が消えたとする論理矛盾を中心に闘ってきましたが、高裁判決は、良い部分も消し去っており、大きく後退した内容です。



「不当判決」 東京高裁前

第二に、労契法19条の不備として考えていた元々の企業の雇止めに対する動機が争点にならないことです。労契法18条の不更新条項による無期転換逃れ、業務失注であれば整理解雇ということが、企業の動機ですが、すべて期待消滅の根拠にされていることです。

今後については

現在議論中ですが、直近の課題としてSNSを活用して、日本通運で雇い

止めとなった労働者の声と支援を募る。昨年9月22日の院内集会で確認した意見書を広めていくことで、署名活動をしていくこと。

◇意見書の五項目

①無期転換権の説明業務、②無期転換権行使の意向確認業務、③更新上限規定の禁止、④無期転換権行使直前の雇止めの原則禁止、⑤無期転換権が妨害された場合の権利行使の推定。

実際に体験したことで日本通運における無期転換逃れのための雇止めの実態を踏まえ、「多様化する労働契約のルールに関する検討会報告書」（以下「報告書」と言います）に記載された報告に対しての意見を述べていますので、現在、労働条件分科会でなされている無期転換ルールに関する見直しの議論を活かしてもらおうための意見書となります。

最後に、先月コミユニティ全国交流で、札幌地域ユニオンの鈴木さんが言

われたことで、日本では特に三つの法律が守られていない。①労働基準法、②道路交通法、③公職選挙法をあげていましたが、私は新たに労働契約法も入ってきたと思います（20条裁判で闘った、中央学院大学の小林さんの闘いなど）。

本人も二度の不当判決でかなり精神的にショックを受けていますが、労働組合として支えて行くことは勿論ですが、共に議論し励まし合って行くことが大切だと考えます。

この判決は決して納得できるものではありません。非正規労働者の実態と労働契約法18条を踏み倒した司法との闘いに勝利するために、上告して闘っていく決意です。これまでのご支援に感謝を申し上げると同時に、これからの最高裁での闘いに、さらなるご支援・協力を切にお願い致します。

（みねぎし とおる）